

合理的配慮に関するケーススタディ

令和5年10月

経済産業省

合理的配慮 これまでの振り返り

【考慮すべき点】

- ・ 具体的状況や場面によって対応が異なる
- ・ 障害者本人と事業者との建設的対話を行う
- ・ 事業者にとって過重な負担でないこと、本来の業務に付随するものであること

【合理的配慮の主な類型】（経済産業省対応指針の別紙より）

- ・ 物理的環境への配慮
- ・ 情報の取得、利用及び意思疎通への配慮
- ・ ルール・慣行の柔軟な変更
- ・ 事前的改善措置としての環境の整備

ケーススタディ①：バスツアー

旅行会社に勤めているあなたがバスツアーを企画したところ、足が不自由なため車椅子を利用している方から、「友人（健常者）とバスツアーに参加したい」と申し出があった。通常手配しているバスをそのまま車椅子で利用することは難しいが、ツアー担当者として、どのように対応するか。

バスに乗れないのならとお断りしてもいいのだろうか？

車椅子で乗れるバスか、車椅子用のリフトを用意するか。

現地集合ではどうか。

別のおすすめツアーを紹介するか。



**あなたならどのように対応しますか
(シンキングタイム 5分間)**

ケーススタディ②：セミナー開催

会場参加形式のセミナーの受講生を募集したところ、視覚障害（弱視）のある方から「1人でセミナーに参加したいと思っているが参加可能か」と申し出があった。企画担当者としてどのような対応を行うか。

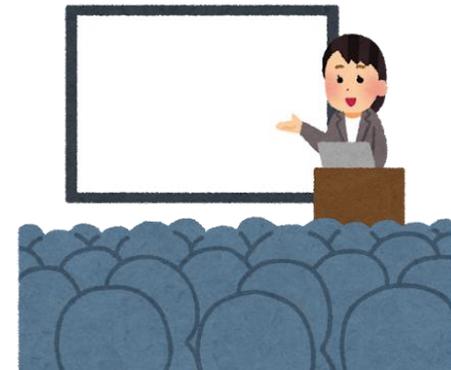
[補足説明]

- ・座席は指定席ではなく、自由席を予定しており、会場の余裕はある。

介助者がいないようだが、1人で来ても安全面に問題はないだろうか。。

資料準備はどのようにすれば良いか。。

座席の位置はどうでしょうか。。



**あなたならどのように対応しますか
(シンキングタイム 5分間)**

まとめ